

神奈川県警察少年警察活動規程

(平成9年9月9日神奈川県警察本部訓令第20号)

改正 平成10年3月24日神奈川県警察本部訓令第6号 平成11年3月25日神奈川県警察本部訓令第2号
平成11年11月1日神奈川県警察本部訓令第12号 平成12年8月30日神奈川県警察本部訓令第20号
平成12年12月18日神奈川県警察本部訓令第27号 平成14年3月29日神奈川県警察本部訓令第12号
平成14年12月25日神奈川県警察本部訓令第29号 平成15年9月10日神奈川県警察本部訓令第17号
平成15年12月24日神奈川県警察本部訓令第21号 平成16年3月30日神奈川県警察本部訓令第2号
平成16年9月14日神奈川県警察本部訓令第14号 平成17年8月24日神奈川県警察本部訓令第22号
平成18年3月23日神奈川県警察本部訓令第9号 平成19年3月14日神奈川県警察本部訓令第5号
平成19年5月30日神奈川県警察本部訓令第14号 平成20年4月22日神奈川県警察本部訓令第12号
平成20年11月28日神奈川県警察本部訓令第21号 平成21年12月21日神奈川県警察本部訓令第24号
平成30年3月1日神奈川県警察本部訓令第1号 平成31年3月26日神奈川県警察本部訓令第1号

神奈川県警察少年警察活動規程を次のように定める。

神奈川県警察少年警察活動規程

目次

第1章 総則

- 第1節 通則(第1条 - 第8条)
- 第2節 少年警察活動の基本(第9条 - 第12条)
- 第3節 幹部の職務(第13条 - 第22条)
- 第4節 非行少年等の所持する物件の措置(第23条・第24条)
- 第5節 地域的な非行防止施策の推進(第25条・第26条)

第2章 少年の補導及び保護

- 第1節 通則(第27条 - 第31条)
- 第2節 少年相談(第32条 - 第35条)
- 第3節 街頭補導(第36条・第37条)
- 第4節 継続補導(第38条 - 第41条)
- 第5節 少年の保護(第42条 - 第46条の3)

第3章 少年事件の処理

- 第1節 通則(第47条 - 第48条の2)
- 第2節 少年事件の捜査又は調査(第48条の3 - 第56条)
- 第3節 非行少年の処遇(第57条 - 第63条)

第4章 少年の福祉を害する犯罪等の取締り

- 第1節 福祉犯の捜査(第64条 - 第67条)
- 第2節 有害環境の排除(第68条・第69条)

第5章 雑則

- 第1節 報告及び記録(第70条・第71条)

第2節 同行状の執行並びに少年院及び少年鑑別所における収容のための連戻し(第72条 - 第76条)

附則

第1章 総則

第1節 通則

(趣旨)

第1条 この訓令は、少年警察活動に関し、少年の補導及び保護の方法、少年の事案の処理等に当たっての手續及び留意事項その他必要な事項を定めるものとする。

2 少年警察活動に関しては、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)、少年法(昭和23年法律第168号)、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。)、少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「活動規則」という。)、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則(平成19年国家公安委員会規則第23号。以下「警察職員の職務等に関する規則」という。)その他の法令(条例及び規則を含む。以下同じ。)によるほか、この訓令の定めるところとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 少年警察活動 少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察の活動をいう。
- (2) 少年 少年法第2条第1項に規定する少年をいう。
- (3) 犯罪少年 少年法第3条第1項第1号に掲げる少年をいう。
- (4) 触法少年 少年法第3条第1項第2号に掲げる少年をいう。
- (5) く犯少年 少年法第3条第1項第3号に掲げる少年をいう。
- (6) 非行少年 犯罪少年、触法少年及びく犯少年をいう。
- (7) 不良行為少年 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。
- (8) 要保護少年 児童虐待を受けた児童、保護者のない少年その他児童福祉法による福祉のための措置又はこれに類する保護のための措置が必要と認められる少年(非行少年に該当する場合を除く。)をいう。
- (9) 被害少年 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年をいう。
- (10) 低年齢少年 14歳に満たない者をいう。

(11) 保護者等 保護者(少年法第2条第2項に規定する者をいう。)、少年の在学する学校の教員又は少年を雇用する雇用主若しくはこれに代わるべき者をいう。

(12) 少年相談員 相談専門員及び心理員のうち、少年相談(活動規則第2条第11号に規定する相談をいう。以下同じ。)、継続補導、被害少年の保護等少年の特性に関する知識並びに少年への適切な対応の方法に関する知識及び技能を必要とする少年警察活動に従事する者をいう。

(13) スクールサポーター 警察と学校及び地域の連絡調整を図るとともに、児童等の安全確保に関する学校及び地域に対する支援、少年の非行防止活動及び立ち直り支援活動等を行う非常勤職員をいう。

(少年相談・保護センターの任務)

第2条の2 少年相談・保護センターは、警察官、少年相談員及びスクールサポーター(以下「警察官等」という。)が行う少年警察活動を総合的に推進することを任務とする。

第3条 削除

(少年補導員の委嘱)

第4条 警察署長(以下「署長」という。)は、地域における少年の非行を防止するため、必要があると認めるときは、地域の実情に精通し、かつ、社会的信望のある者を少年補導員に委嘱することができる。

2 少年補導員の委嘱及び活動の基準等については、別に定める。

(被害少年サポーターの委嘱)

第4条の2 生活安全部長は、地域における被害少年の継続的な支援活動を行うため、必要があると認めるときは、地域の実情に精通し、かつ、社会的信望のある者を被害少年サポーター(以下「サポーター」という。)に委嘱することができる。

2 サポーターの委嘱及び活動の基準等については、別に定める。

(少年警察ボランティア等との連携)

第5条 少年警察活動については、神奈川県公安委員会又は警察本部長(以下「本部長」という。)、生活安全部長、生活安全部少年育成課長(以下「少年育成課長」という。)若しくは署長の委嘱を受けて少年の非行の防止又は少年の福祉のための活動に当たるボランティア(以下「少年警察ボランティア」という。)との連携に努めるとともに、適切な役割分担の下に行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、少年警察活動については、県市町村、学校、家庭裁判所、検察庁、児童相談所、福祉事務所(保健福祉事務所を含む。)その他の関係のある機関はもとより、教員、児童委員、保護司その他関係のあるボランティア、団体等と平素から連絡を保ち密接に連携し、適切な役割分担の下に行うものとする。

(情報発信)

第6条 少年警察活動については、関係のある機関、団体、少年警察ボランティア等のボランティアその他一般の協力を求めるとともに、少年の健全な育成に関する県民の理

解を深めるため、少年の非行及び犯罪被害の実態並びに少年警察活動の状況に関する情報の積極的な発信に努めるものとする。

- 2 前項の情報発信は、少年の非行の事実及び少年の非行に影響を及ぼした有害な環境の実態等を総合的にとらえ、その要因を分析し、少年の非行を防止するための具体的方策を示して行い、関係のある機関が行う少年の健全な育成のための活動に反映されるよう配慮するものとする。

(基礎資料の整備活用)

第7条 警察官等は、少年警察活動を効果的に行うとともに、少年に有害な環境の排除その他少年の非行の防止と少年の福祉を図るための施策に資するため、常に、少年の非行及び少年に有害な環境の実態その他少年警察活動に関する基礎的な資料を整備し、活用するように努めるものとする。

(警察以外の機関の施設利用)

第8条 少年育成課長、生活安全部少年捜査課長(以下「少年捜査課長」という。)及び署長は、警察官等が少年警察活動を行う上で必要がある場合には、適当な他の機関の施設をこの活動のために利用するものとする。

第2節 少年警察活動の基本

(少年警察活動の基本)

第9条 警察官等は、少年警察活動を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項を基本とするものとする。

- (1) 健全育成の精神 少年の健全な育成を期する精神をもって当たるとともに、その規範意識の向上及び立ち直りに資するよう配慮すること。
- (2) 少年の特性の理解 少年の心理、生理その他の特性に関する深い理解をもって当たること。
- (3) 処遇の個別化 表面の事実の究明に努めることはもとより、少年の性行及び環境を深く洞察し、非行の原因の究明及び犯罪被害等の状況の把握に努め、その非行の防止及び保護をする上で最も適切な処遇の方法を講ずるようにすること。
- (4) 秘密の保持 秘密の保持に留意して、少年その他の関係者が秘密の漏れることに不安を抱かないように配慮すること。
- (5) 国際的動向への配慮 少年の非行の防止及び保護に関する国際的動向に十分配慮すること。

(少年の規範意識の向上等に資する活動)

第9条の2 警察官等は、少年の規範意識の向上又は社会の一員としての意識の涵(かん)養に資するため、非行防止教室、薬物乱用防止教室等の開催その他適切な方法により、少年警察活動に関する知見その他警察業務の専門性を生かした活動を効果的に行うものとする。

(呼出し上の留意事項)

第10条 警察官等は、少年又はその保護者等を呼び出す場合においては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 警察施設へ呼び出すよりも、警察官等が自ら家庭、学校、職場等へ出向くこと又は警察施設以外の施設に呼び出すことが適切であると認められる場合においては、その方法によること。
- (2) 学校又は職場から直接呼び出すことは、特に必要やむを得ない場合のほかは、これを避けること。
- (3) 呼出しは、電話、呼出状の送付その他適当な方法により行い、かつ、保護者等の納得を得て行うように努めること。また、必要に応じ、保護者等の同道を依頼すること。
- (4) 呼出しに従事する警察官等は、少年の近隣者、友人等に目立たないようにするなど呼出し方法について工夫すること。

(面接上の留意事項)

第11条 警察官等は、少年又はその保護者等と面接する場合においては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 面接時刻は、できる限り、少年の授業中若しくは就業中の時間又は夜間遅い時刻を避けるとともに、面接時間は、長過ぎないようにすること。
- (2) 面接の場所は、他人の耳目を避け、少年又はその保護者等が落ち着いて面接できるように適当な場所を選び、又は設備をすること。
- (3) 面接は、努めて少年と同道した保護者等の立会いの下に行うこと。
- (4) 面接中の対話の記録に当たっては、供述調書等を作成する場合のほかは、簡単に要点を摘記するにとどめ、少年又はその保護者等に不安や警戒心を起こさせないようにすること。
- (5) 面接に当たっては、少年又はその保護者等の年齢、性別、性格、知能、職業等に応じてふさわしく、かつ、わかりやすい言葉を用いること。
- (6) 面接中は、少年又はその保護者等の話のよい聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえ付けようとしないうで、その原因を理解することに努めるとともに、少年又はその保護者等が自ら反省するように仕向けること。
- (7) 面接を終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念することの有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、これらの者の不安を除去し、警察官等の措置に信頼を持たせるように努めること。

(発表上の留意事項)

第12条 少年の事件に関し、新聞その他の報道機関に発表を行うときは、当該事件を主管する部長若しくは署長又はこれらの指定する者が当たるものとする。

- 2 少年の事件については、少年の氏名若しくは住居又はこれらを推知させるような事項は、新聞その他の報道機関に発表しないものとする。被害を受けた少年について発表されることが本人の不利益になると認められる場合においても、同様とする。

第3節 幹部の職務

(本部の部長の職務)

第13条 生活安全部長は、少年警察活動の効果的運営とその適正な実施を図るため、その全般の指揮監督に当たるとともに、少年警察活動に従事する職員の合理的運用、その指導教養の徹底、資材施設の整備等部内の体制の確立及び関係のある機関、団体、少年警察ボランティア等のボランティア等との連絡協調の促進強化を図り、もって本部長を補佐するものとする。

- 2 生活安全部長は、少年警察活動を適切かつ効果的に推進するため、他の部長(組織犯罪対策本部長及び運転免許本部長を含む。以下同じ。)と緊密な連絡を保つものとする。
- 3 生活安全部長以外の部長は、主管事務に関連する少年警察活動については、第1項に準じて、その効果的運営と適正な実施に努め、本部長を補佐するものとする。

(署長の職務)

第14条 署長は、所属職員の行う少年警察活動に関し、各級幹部を的確に指揮掌握し、相互に緊密な連絡を保たせるとともに、個々の事案については、おおむね次の各号に掲げる事項を自ら行うものとする。

- (1) 捜査主任官又は調査主任官を指名すること。
 - (2) 少年の被疑者、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者若しくは「犯少年と認められる者又は重要な参考人の呼出し並びに面接(捜査又は調査の対象となっている少年に対する取調べ及び質問を含む。)の要否及び方法を決定すること。
 - (3) 強制措置及びその解除の要否を決定すること。
 - (4) 関係機関への送致(送付を含む。以下同じ。)又は通告その他の措置を決定すること。
 - (5) 関係機関への送致又は通告に際して付すべき処遇意見を決定すること。
 - (6) 継続補導の要否を決定すること。
 - (7) 被害少年の継続的な支援の要否を決定すること。
 - (8) その他特に必要と認めること。
- 2 署長は、少年警察活動がすべての警察部門にかかわる警察活動であることにかんがみ、所属の職員が少年警察活動の基本を理解するよう適切かつ効果的な教養を行うものとする。

(警察署の各級幹部の職務)

第15条 少年警察活動について責任のある警察署の各級幹部は、所属職員を指揮掌握するとともに、個々の事案については、おおむね次の各号に掲げる事項を指揮するものとする。

- (1) 処遇の方針を指示し、及び処遇の担当者を指定すること。
- (2) 強制措置及びその解除の時期、場所及び方法を指示すること。
- (3) 少年その他関係者の呼出し又はこれらとの面接の要否、時期、場所及び方法を指示すること。

(少年育成課長及び少年捜査課長の職務)

第 16 条 少年育成課長及び少年捜査課長は、第 13 条第 1 項に規定する生活安全部長の職務を補佐するとともに、所属職員が行う少年警察活動について、第 14 条に規定する署長の職務に準じて、その職務を行うものとする。

(少年育成課及び少年捜査課の各級幹部の職務)

第 17 条 生活安全部少年育成課(以下「少年育成課」という。)及び生活安全部少年捜査課(以下「少年捜査課」という。)の各級幹部は、第 15 条に規定する警察署の各級幹部の職務に準じて、その職務を行うものとする。

(少年事件指導官)

第 18 条 少年捜査課に、少年事件指導官を置き、警視又は警部の階級にある警察官の中から少年捜査課長が指定する者をもって充てる。

2 少年事件指導官は、少年の特性に配慮した的確な少年事件捜査が行われるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 少年警察部門に属する警察官が捜査又は調査を行う事件で次に掲げるものについては、当該事件の捜査主任官又は調査主任官等に対し、公判又は少年審判における立証、低年齢少年の特性を踏まえた調査要領その他の適正な捜査又は調査の遂行のために必要な指導及び助言を行うこと。

ア 犯罪少年に係る事件(以下「犯罪少年事件」という。)のうち要指導事件(公判又は少年審判において立証上の問題が生じるおそれのある事件をいう。以下同じ。)であるもの。

イ 触法少年に係る事件(以下「触法少年事件」という。)のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるもの。

(2) 少年警察部門以外の部門に属する警察官が捜査又は調査を行う事件で、次に掲げるものについては、当該事件の捜査又は調査を行う部門に属する指導官等と緊密な連絡を取り、当該指導官等により前号に規定する指導が行われるよう助言を行うこと。

ア 犯罪少年事件のうち要指導事件であるもの。

イ 本部長が指揮する事件及び触法少年事件のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるもの。

(3) 少年事件選別主任者(以下「選別主任者」という。)に対して、少年の特性及び少年審判の特質を踏まえた捜査又は調査の指揮、措置の選別、処遇意見の決定等に関する必要な指導及び教養を行うこと。

(選別主任者等)

第 19 条 少年捜査課及び警察署に、選別主任者を置き、少年捜査課にあつては警部の階級にある警察官の中から少年捜査課長が指定する者を、警察署にあつては生活安全課長(生活安全第一課長を含む。)をもって充てる。

2 警察署に、少年事件選別補助者(以下「選別補助者」という。)を置き、少年警察活動を担当する係(以下「少年担当係」という。)の警部補の階級にある警察官のうち 1 人をもって充てる。

3 選別主任者は、非行少年の処遇及び処遇上の意見の決定について、少年捜査課長又は署長を補佐するものとする。ただし、交通法令違反に係る犯罪少年事件又は触法少年事件及び交通事故に係る刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 211 条又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成 25 年法律第 86 号。以下「自動車運転死傷処罰法」という。)第 2 条から第 5 条までのいずれかの罪に該当する犯罪少年事件又は触法少年事件については、当該少年の適正な処遇を図るため特に必要と認められるものを除き、この限りでない。

4 選別補助者は、選別主任者が不在の場合に限り、選別主任者の任務を代行するものとする。

(被害少年保護主任者)

第 20 条 少年育成課及び警察署に、継続補導・被害少年保護主任者(以下「被害少年保護主任者」という。)を置き、少年育成課にあつては警部の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員の中から少年育成課長が指定する者を、警察署にあつては選別主任者をもって充てる。

2 被害少年保護主任者は、継続補導の要否及び被害少年の継続的な支援の要否の決定について、少年育成課長又は署長を補佐する。

(本部長の直接指揮する事件)

第 21 条 非行少年の事件のうち特異又は重要なものについては、第 13 条から第 17 条の規定にかかわらず、別に定めるところにより、本部長が直接指揮するものとする。

(警察官等以外の警察職員の活用)

第 22 条 少年育成課長、少年捜査課長及び署長は、少年警察活動の運営上適切であると認めるときは、警察官等以外の警察職員をこの訓令で定める少年警察活動に従事させることができる。

第 4 節 非行少年等の所持する物件の措置

(非行少年等の所持する物件の措置)

第 23 条 警察官等は、非行少年及び不良行為少年(以下この節において「非行少年等」という。)の捜査、調査又は補導に当たって、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと思はれる物件を当該非行少年等が所持していることを発見したときは、法令の規定により押収する場合を除き、所有者その他の権利者に返還させ、保護者若

しくはこれに代わるべき者に預けさせ、又は当該非行少年等に破棄させる等当該非行少年等が当該物件を所持しないように注意、助言等をするものとする。

- 2 警察官等は、前項の規定により物件を返還させ、又は預けさせた場合においては、当該物件の措置のてんまつを明らかにする措置を講ずるものとする。

第24条 削除

第5節 地域的な非行防止施策の推進

(地域的な非行防止施策)

第25条 署長は、特に少年の非行を防止するため必要があり、かつ、適切であると認めるときは、少年の非行が多発する地域等について、当該地域内の関係のある機関、住民等の協力の下に、少年の非行を防止するための計画その他地域的な非行防止施策を立て、その実施に努め、又は他の機関が立て、及び実施するこの種の計画に積極的に協力するものとする。

- 2 少年育成課長は、前項の地域的な非行防止施策に協力するものとする。

(地域的な非行防止施策推進上の留意事項)

第26条 署長は、前条第1項の地域的な非行防止施策を推進するに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 地域の実態を考慮し、最も実情に即応した計画を立てること。
- (2) あらかじめ関係ある機関、団体、少年警察ボランティア等のボランティア等と密接な連絡協調のできる態勢をつくること。
- (3) 地域内における広報を特に活発に行うこと。

第2章 少年の補導及び保護

第1節 通則

(少年の補導及び保護)

第27条 警察官等は、少年の非行の防止又は少年の福祉を図るため、第9条に規定する少年警察活動の基本にのっとり、非行少年及び不良行為少年について補導し、並びに要保護少年及び被害少年について保護を加えるものとする。

(早期発見)

第28条 警察官等は、少年の非行性の早期矯正と少年の福祉に資するため、あらゆる職務の執行の機会をとらえ、非行少年、不良行為少年、要保護少年及び被害少年を早期に発見するように努めるものとする。

(報告等)

第29条 少年育成課及び警察署の警察官等並びに少年捜査課の警察官は、次の各号に掲げる少年を発見したときは、当該各号に規定する報告書等を作成し、少年育成課の警察官等にあつては少年育成課長に、警察署の警察官等にあつては署長に、少年捜査課の警察官にあつては少年捜査課長に報告しなければならない。ただし、少年相談員及びスクールサポーターは、非行少年を発見したときは、当該少年を警察官に引き継ぐ

ものとする。この場合においては、引継ぎを受けた警察官が事情を聴取した上、報告するものとする。

- (1) 犯罪少年 犯罪少年発見報告書(第3号様式)
- (2) 触法少年及びく犯少年 触法・く犯少年発見報告書(第4号様式)
- (3) 保護者等に対する連絡を必要とする不良行為少年 少年補導票(第5号様式)
- (4) 要保護少年 要保護少年発見報告書(第6号様式)
- (5) 被害少年 被害少年発見報告書(第7号様式)

- 2 前項の場合において、第1号及び第2号の少年の発見に係る報告を受けた少年育成課長は当該事案を少年捜査課長に、第3号から第5号までに規定する少年の発見に係る報告を受けた少年捜査課長は当該事案を少年育成課長に引き継ぐものとする。
- 3 第1項第5号の少年の発見に係る報告を受けた署長は、当該報告に係る事項を速やかに少年育成課長に連絡するものとする。

第30条 警察本部の少年育成課及び少年捜査課以外の警察官は、前条第1項各号に規定する少年を発見したときは、自らの所属で捜査又は調査することが適当であると所属長が認めるものを除き、当該少年の発見場所を管轄する警察署の警察官にこれを引き継ぐものとする。この場合において、引継ぎを受けた警察署の警察官は、前条第1項の報告の例により措置しなければならない。

- 2 前項の規定により自らの所属で捜査又は調査する事件の関係者に被害少年がいることが判明した場合においては、当該事件を捜査又は調査する所属長は、被害少年発見報告書に記載すべき事項を速やかに少年育成課長に連絡するものとする。

(不良行為少年に対する注意又は指導等)

第31条 警察官等は、不良行為少年を発見したときは、当該少年に対し、不良行為の中止を促す等非行防止その他健全育成上、必要な注意又は指導を行うものとする。

- 2 前項の注意又は指導のみでは少年の非行防止その他健全育成上、十分でないと思われる場合は、保護者等に対して当該不良行為の事実を連絡し、必要な助言又は指導を行うものとする。

第2節 少年相談

(少年相談の受理)

第32条 警察官等は、少年又はその保護者等その他の関係者から少年相談を受けた場合においては、これを懇切丁寧に受理した上、適切な処理を行うものとする。

- 2 警察官等は、神奈川県警察相談取扱規程(平成13年神奈川県警察本部訓令第14号。以下「相談取扱規程」という。)第2条第6号に規定する警察相談情報管理業務により当該少年相談に係る情報の登録を行い、相談取扱規程第16条に規定する警察相談受理票(以下「受理票」という。)及び警察相談措置票(以下「措置票」という。)を作成し、速やかに所属長に報告するものとする。

3 前項の報告を受けた所属長は、報告が特異な少年相談であるときは、次の措置をとるものとする。

(1) 少年育成課長は、別表第1に規定する着手報告事件が発生したと思われるものがあるときは、少年捜査課長に連絡するものとする。

(2) 少年捜査課長は、少年育成課長に連絡するものとする。

(3) 少年育成課長及び少年捜査課長以外の所属長は、少年育成課長に連絡するものとする。この場合において、別表第1に規定する着手報告事件が発生したと思われるものであるときは、併せて少年捜査課長に連絡するものとする。

(少年相談事案の引継ぎ)

第33条 警察本部の少年育成課以外の警察官が少年相談を受けた場合においては、その趣旨を聞き、所属長に報告の上、少年育成課又は少年相談を受けた場所を管轄する警察署の警察官等に当該少年相談に係る事案を引き継ぐものとする。

2 前項の場合において、報告を受けた所属長は、当該事案を自らの所属において処理することが適切であると認めるときは、少年育成課長に連絡した上、当該事案を処理することができるものとする。

3 警察署の少年担当係以外の警察官が少年相談を受けた場合においては、その趣旨を聞いた上、少年担当係の警察官等に当該少年相談に係る事案を引き継ぐものとする。ただし、当該事案を自ら処理することが適切であると認められた場合においては、署長に報告の上、自ら当該事案を処理することができるものとする。

4 警察官は、第1項及び前項の規定により少年相談に係る事案を引き継ぐ場合においては、相談者に引継先、連絡方法等必要な事項を説明するものとする。

第34条 署長は、警察官等が少年相談を受けた場合において当該少年相談に係る少年が非行少年、保護者等に対する連絡を必要とする不良行為少年、要保護少年又は被害少年に該当し、補導又は少年の福祉のための措置が必要と認められ、かつ、当該少年の居住地が、他の警察署の管轄区域内である場合においては、当該少年相談に係る事案を当該警察署長へ引き継ぐことができるものとする。この場合の引継ぎは、警察相談情報管理業務によって行うものとする。

(少年相談上の留意事項)

第35条 警察官等は、少年相談を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 警察施設又は少年育成課長若しくは署長が指定した他の施設において行うほか、必要に応じて、関係者が気軽に出入りでき、又は落ち着いて相談のできる適当な場所に出向いて行うことを考慮すること。

(2) 相談者の立場を考慮して、事情の聴取、助言、指導等に当たっては、なるべく相談者の意見又は希望を尊重するように配慮すること。

- (3) 少年相談に関連して、少年警察活動の所掌に属しない事案について相談を受けたときは、当該事案を処理する他の警察部門に引き継ぎ、又は他の機関若しくは団体を教示し、若しくは必要に応じてこれらに連絡すること。

第3節 街頭補導

(街頭補導活動の効果的实施)

第36条 街頭補導(活動規則第7条第1項に規定する活動をいう。以下同じ。)については、あらかじめ、日時、場所、補導の重点等について計画を立て、効果的に実施するように努めるものとする。この場合においては、必要に応じ、少年警察ボランティア、教員、児童委員、保護司その他のボランティア等と協同して行うことについても配慮するものとする。

(街頭補導上の留意事項)

第37条 警察官等は、街頭補導を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 私服の場合においては、警察手帳その他身分を証明するものを提示して街頭補導に従事していることを明らかにすること。
- (2) 呼び掛け、事情の聴取、注意、助言等を行う場合においては、少年の立場を考慮し、特に時機、場所、言語、態度等を慎重にすること。
- (3) 少年警察ボランティア、教員、児童委員、保護司その他のボランティア等と協同して街頭補導に従事している場合においては、少年の身分、性別、態度等に応じて、事情の聴取、注意、助言等について警察官等が行うか当該ボランティア等が行うかを適切に判断し、街頭補導の効果をあげられるようにすること。

第4節 継続補導

(継続補導)

第38条 少年育成課及び少年担当係の警察官等は、少年相談に係る少年、保護者等に対する連絡を必要とする不良行為少年等について、その非行の防止を図るため特に必要と認められる場合には、保護者の同意を得た上で、助言又は指導その他の補導を継続的に実施するものとする。

- 2 少年育成課及び少年担当係の警察官等は、送致され、又は通告された少年等について、再非行のおそれがあり保護者の依頼があった場合は、継続的な指導等を行うよう配慮するものとする。
- 3 継続補導を行うに当たっては、少年相談・保護センターとの連携に配慮するものとする。

(継続補導の記録)

第39条 少年育成課及び少年担当係の警察官等は、前条に規定する助言又は指導その他の補導を行うに当たっては、当該少年についての指導等を開始する際は受理票を、そ

の経過及び終結する際は措置票を作成し、その状況を明らかにしておかなければならない。

(継続補導の委託)

第 40 条 署長は、継続的な指導等が必要と認められる少年の年齢、性別又は環境に照らして少年相談員による継続的な指導等を行うことが適切と認められる場合においては、少年育成課長に対し、少年相談員による継続的な指導等を委託することができるものとする。

2 前項の規定による指導等の委託は、警察相談情報管理業務に必要事項を登録することにより行うものとする。

第 41 条 署長は、特に必要があると認められる場合においては、少年補導員に継続的な指導等を委託することができる。

2 前項の規定による指導等の委託は、継続補導委託書(第 10 号様式)により行うものとする。

第 5 節 少年の保護

(要保護少年の保護)

第 42 条 警察官及び少年相談員は、要保護少年を児童相談所に通告するに当たっては、児童通告書(触法調査又はく犯調査に関する書類の様式を定める訓令(平成 19 年警察庁訓令第 12 号。)別記様式第 37 号。)により行うものとする。

2 警察官及び少年相談員は、急を要し、前項の書面を作成するいとまがないと認められる場合においては、口頭又は電話により当該書面の記載事項を連絡することをもって通告することができる。この場合においては、通告後遅滞なく前項の書面を作成し、送付するものとする。

3 警察官等は、第 1 項の通告を行わない要保護少年についても保護者等に注意、助言をする等少年の福祉のため必要な措置をとるものとする。

(要保護少年の一時保護)

第 43 条 警察官及び少年相談員は、通告した要保護少年について、児童福祉法第 33 条の規定により児童相談所長の委託を受けたときは、一時保護を加えるものとする。

2 神奈川県警察要保護者取扱規程(昭和 35 年神奈川県警察本部訓令第 19 号)第 3 条から第 12 条まで及び第 14 条から第 18 条までの規定は、要保護少年を一時保護する場合について準用する。

3 警察官及び少年相談員は、第 1 項の規定により要保護少年に一時保護を加える場合においては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 保護にふさわしい部屋を使用するものとし、かぎを掛ける場合は、少年の行動範囲がなるべく広くなるよう配慮すること。この場合において、一時保護に留置施設の部屋を使用しないこと。

- (2) 少年が負傷し、自殺し、又は逃走することがないように注意するとともに、少年が火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意すること。
- (3) 速やかにその保護者又はこれに代わるべき者に一時保護を加えた旨を連絡すること。ただし、保護者又はこれに代わるべき者に連絡することが、要保護少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。
- (4) 一時保護した要保護少年から一時保管した物件については、これを児童相談所長に引き継ぐこと。この場合においては、引継ぎのてんまつを明らかにする措置を講ずること。

(児童虐待についての活動)

第 43 条の 2 警察官等は、児童虐待を受け、又は受けているおそれのある児童については、児童相談所その他の関係のある機関との緊密な連携の下に当該児童の精神的な被害の回復のためのカウンセリング、再発を防止するための保護者に対する助言又は指導その他の当該児童に対する支援を的確に実施するものとする。

- 2 警察官は、児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)第 10 条に基づく援助の求めがあったときは、その求めをした者と適切な役割分担の下に必要な措置をとるものとする。

(被害少年の保護)

第 44 条 少年育成課及び少年担当係の警察官等は、被害少年について、その健全な育成を図るため特に必要と認められる場合には、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施等により継続的な支援を行うものとする。

- 2 前項のうち、被害少年の精神的打撃の軽減に資するための支援を行う場合にあっては、臨床心理学等の専門家の助言を受けるなどして、被害少年の特性に留意するものとする。
- 3 前 2 項のほか、警察官等は、被害少年に対し、適切な助言その他少年の健全な育成を図るため必要な保護を加えるものとする。
- 4 警察官等は、被害少年についての活動において、当該少年が再び被害にあうことを防止するため、保護者等に配慮を求め、及び関係行政機関への連絡その他の同種の犯罪の発生を防止するための必要な措置をとるものとする。

(被害少年の継続的な支援の記録)

第 45 条 少年育成課及び少年担当係の警察官等は、被害少年に対し継続的な支援を行うに当たっては、当該少年の支援を開始する際は受理票を、その経過及び終結する際は措置票を作成し、その状況を明らかにしておかなければならない。

(被害少年の継続的な支援の委託)

第 46 条 署長は、被害少年の精神的打撃の程度に照らして少年相談員による継続的な支援を行うことが適切と認められる場合においては、少年育成課長に対し、少年相談員による継続的な支援を委託することができる。

2 前項の規定による支援の委託は、警察相談情報管理業務に必要事項を登録することにより行うものとする。

第 46 条の 2 少年育成課長は、必要があると認める場合は、サポーターに被害少年に対する継続的な支援を委託することができる。

2 前項の規定による支援の委託は、被害少年の支援委託書(第 11 号様式の 2)により行うものとする。

第 46 条の 3 署長は、サポーターによる被害少年に対する継続的な支援を必要と認める場合は、少年育成課長に支援の要請をすることができる。

2 前項の規定による支援の要請は、被害少年の支援要請書(第 11 号様式の 3)により行うものとする。

第 3 章 少年事件の処理

第 1 節 通則

(少年事件の処理)

第 47 条 犯罪少年事件の捜査、触法少年事件の調査(以下「触法調査」という。)及びぐ犯少年に係る事件(以下「ぐ犯少年事件」という。)の調査(以下「ぐ犯調査」という。)(以下「少年事件」という。)については、少年の特性に鑑み、少年捜査課又は少年担当係の警察官が相当するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事件の捜査又は調査については、この限りでない。

(1) 成人の被疑者を主とする事件に関連する犯罪少年事件

(2) 捜査上複雑かつ重要な事件であって、他の課又は係において捜査することが適当であると認められるもの

(3) 交通法令違反(犯罪統計細則(昭和 46 年警察庁訓令第 16 号)第 2 条第 2 号に規定する罪をいう。以下同じ。)に係る犯罪少年事件又は触法少年事件

(4) 交通事故に係る刑法第 211 条又は自動車運転死傷処罰法第 2 条から第 5 条までのいずれかの罪に係る犯罪少年事件又は触法少年事件

(5) 警備警察に係る犯罪少年事件

2 警察本部の少年捜査課長以外の所属長は、前項ただし書の規定により犯罪少年の事件の捜査を行う場合においては、少年捜査課長と常に密接な連絡を保つよう配慮するものとする。

3 署長は、第 1 項ただし書の規定により、犯罪少年事件の捜査を行う場合においては、少年担当係と常に密接な連絡を保たせるよう配慮するものとする。

第 48 条 削除

(非行少年についての活動)

第 48 条の 2 警察官は、少年事件の処理に当たっては、少年の適切な処遇に資するため必要な範囲において、時機を失することなく、本人又はその保護者に対する助言、学校その他関係のある機関への連絡その他必要な措置をとるものとする。

第 2 節 少年事件の捜査又は調査

(犯罪少年事件捜査の基本)

第 48 条の 3 警察官は、犯罪少年事件の捜査を行うに当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 家庭裁判所の審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって当たること。
- (2) 少年の特性を考慮し、特に他人の耳目に触れないようにし、言動に注意する等温情と理解をもって当たり、少年の心情を傷つけないよう努めること。
- (3) 必要に応じて、家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係のある機関と連絡を密にすること。

(年齢の確認)

第 49 条 警察官及び少年相談員は、少年事件の捜査又は調査に当たっては、刑法、少年法及び児童福祉法の規定による少年の年齢に応ずる処遇に誤りのないようするため、特に現在及び行為時における当該少年の正確な年齢を確認するものとする。

(犯罪少年事件の捜査に当たって明らかにすべき事項)

第 50 条 警察官は、犯罪少年事件の捜査を行うに当たっては、おおむね次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 事案の存否及び態様
- (2) 事案の動機及び原因
- (3) 少年の性格、行状、経歴及び教育程度
- (4) 少年の家庭、学校、職場の状況及び交友関係
- (5) 少年の住居地の環境
- (6) 少年の非行の防止及び立ち直りに協力することができるボランティアの有無

(少年事件の捜査又は調査に当たっての留意事項)

第 51 条 警察官及び少年相談員は、少年事件の捜査又は調査を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 関係機関に送致するか又は通告するかを決定し、及び送致先又は通告先の機関における処遇に資するために必要な限度にとどめること。
- (2) 少年の保護者等その他少年について事情を知っていると認められる者の協力を求めること。
- (3) 先入観にとらわれ、又は推測にわたることなく、正確な資料を収集すること。
- (4) 少年の健全な育成を期するほか、被害者支援に配慮し、迅速な対応に努めること。

(余罪の捜査)

第 52 条 警察官は、犯罪少年に関する余罪の捜査に当たっては、当該犯罪少年の非行歴を明らかにし、将来における非行の危険性の判断及び非行の防止に資するように配慮して行うものとする。

(犯罪少年事件に関する書類の作成)

第 53 条 警察官は、捜査の結果、犯罪少年(規範第 214 条に規定する事件(次項において「軽微事件」という。)に係る犯罪少年を除く。)であることが判明した場合においては、当該犯罪少年の犯行の動機及び原因、犯行前後の状況等犯罪事実の存否及び犯罪の情状を立証するため必要な事項に関しては、規範第 177 条から第 182 条の 2 までの定めるところにより当該犯罪少年又は参考人の供述調書その他の捜査書類を作成し、その他の事項に関しては、規範第 213 条の規定による身上調査表に記載するものとする。ただし、送致先の機関における処遇に資し、又は補導の適正を期するため特に必要があると認められる場合においては、犯罪事実の存否及び犯罪の情状を立証するため必要な事項以外の事項についても、当該犯罪少年若しくは参考人の供述調書その他必要な書類を作成し、又は徴するものとする。

2 警察官は、捜査の結果、軽微事件に係る犯罪少年であることが判明した場合においては、別に定める書類を作成するものとする。

(親告罪等に関する措置)

第 54 条 警察官は、少年の親告罪である犯罪について、被害者その他告訴することができる者(以下この条において「被害者等」という。)が告訴しないことが明らかになった場合においても、将来における非行の防止上必要があると認めるときは、犯罪少年として関係機関へ送致することをも考慮して所要の措置をとるものとする。ただし、みだりに被害者等と呼び出し、被害者等の供述調書を作成する等被害者等の心情に反する措置をとることを避けるように留意するものとする。

2 警察官は、少年の親告罪である犯罪で告訴のないものについて、その少年を犯罪少年として送致するに当たっては、被害者等が送致先の機関によってみだりに呼び出されることのないよう送致先の機関に連絡することに留意するものとする。

3 請求を待って論ずる罪又は親族相盗その他親族であるため刑の免除される罪である少年の犯罪についても、前 2 項の規定の例によるものとする。

(触法調査及びぐ犯調査)

第 55 条 警察職員の職務等に関する規則第 1 条の規定により本部長が指定する少年補導職員については、次の各号に掲げる事項に関する教育訓練を受けた少年相談員をもって指定するものとする。

(1) 可塑性に富むことその他の低年齢少年一般の特性

(2) 発達障害その他の特別な事情を持つ少年の特性

(3) 低年齢少年の特性を踏まえた質問その他の調査要領

2 触法調査及びぐ犯調査を行うに当たっては別に定めるものとする。

第56条 削除

第3節 非行少年の処遇

(措置の選別及び処遇意見)

第57条 警察官は、非行少年については、関係機関への送致又は通告の措置をとるべきか、犯罪少年の事件を送致する場合にあつては通常送致によるべきか、又は簡易送致によるべきか、及び送致又は通告する場合においてはいずれの機関に行うべきかを的確に選別するものとする。

2 警察官は、非行少年について関係機関に送致(簡易送致を除く。)し、又は通告する場合は、最も適切と認められる処遇上の意見を明らかにするものとする。

3 前2項の規定による措置の選別及び処遇上の意見の決定に当たっては、おおむね次の各号に掲げる事項を勘案して行うものとする。

(1) 事案の態様

(2) 非行の動機及び原因

(3) 非行少年の再非行の危険性

(4) 非行少年の保護者等の実情、非行少年の非行の防止に関する保護者等の方針及び希望並びに関係のある機関、団体、少年警察ボランティアの意見等

4 警察署の警察官は、措置の選別及び処遇上の意見を決定しようとする場合においては、選別主任者の意見を聴くものとする。ただし、交通法令違反に係る犯罪少年事件又は触法少年事件及び交通事故に係る刑法第211条又は自動車運転死傷処罰法第2条から第5条までのいずれかの罪に該当する犯罪少年事件又は触法少年事件については、当該少年の適正な処遇を図るため、特に必要と認められるものを除き。この限りでない。

(逮捕又は留置する場合の留意事項)

第58条 警察官は、やむを得ず犯罪少年を逮捕し、又は留置する場合においては、おおむね次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 逮捕又は留置は、少年の年齢、性格、非行歴、犯罪の態様、留置施設の状況、留置の時刻等から当該少年に及ぼす精神的影響をも勘案して判断すること。

(2) 留置する場合には、成人と分離し、かつ、原則として各別に収容すること。

(3) 留置したときは、原則として、速やかにその保護者又はこれに代わるべき者に連絡すること。

(4) その他時期、場所、方法等について慎重に配慮し、少年の心情を傷つけることのないようにすること。

(指掌紋の採取及び写真の撮影)

第59条 身柄を拘束されていない犯罪少年の指掌紋の採取及び写真の撮影は、必要やむを得ない限度にとどめるものとし、あわせて少年の心情を傷つけることのないよう、別に定めるところにより、その時期、場所、方法等について慎重に配慮するものとする。

第 60 条から第 62 条まで 削除

(送致又は通告に際しての留意事項)

第 63 条 非行少年を関係機関に送致し、又は通告するに当たっては、警察官は、必要に応じ、少年及びその保護者等に対して、送致又は通告の趣旨について説明し、及び今後特に留意すべき事項について助言、指導するものとする。この場合において、在宅のまま送致し又は通告する少年について、将来における非行の危険性が大きいと認められるときは、送致先又は通告先の機関において、速やかに少年法又は児童福祉法の規定による措置がとられるように連絡するものとする。

第 4 章 少年の福祉を害する犯罪等の取締り

第 1 節 福祉犯の捜査

(福祉犯の捜査)

第 64 条 福祉犯(活動規則第 37 条に規定する犯罪その他少年を被害者とする等により少年の福祉を害する犯罪をいう。以下同じ。)の捜査については、少年捜査課又は少年担当係の警察官が担当するものとする。ただし、犯罪の性質上他の警察部門において捜査することが適当であると認められるものについては、この限りでない。

2 警察本部の少年捜査課長以外の所属長は、前項ただし書の規定により、福祉犯の捜査を行う場合においては、少年捜査課長と常に密接な連絡を保つよう配慮するものとする。

3 署長は、第 1 項ただし書の規定により、福祉犯の捜査を少年担当係以外の係に担当させる場合においては、少年担当係と常に密接な連絡を保たせるよう配慮するものとする。

(端緒の把握)

第 65 条 警察官等は、あらゆる職務の執行の機会をとらえ、積極的に福祉犯の端緒を把握するように努めるものとする。

2 福祉犯の端緒を把握するための捜査は、福祉犯被害少年の早期発見に着目し、家出少年等福祉犯の被害を受けるおそれがある少年の追及、及び暴力団が関与し、又は福祉、風俗、労働、教育関係法令違反を犯すおそれのある事業所等を重点として行うものとする。

(福祉犯の捜査に当たって明らかにすべき事項)

第 66 条 警察官は、福祉犯の捜査を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 被害少年の年齢
- (2) 被害少年の年齢について、被疑者の認識及び確認の状況
- (3) 被疑者のぐ犯性及び被害少年に対する支配状況
- (4) 被害少年が従事した業務等の有害性、危険性
- (5) 少年の福祉を害した結果得た利益の内容

2 前項各号に掲げる福祉犯捜査の要点の立証は、できる限り多くの証拠物を確保してこれを明らかにするとともに、関係者の供述の矛盾については、その真相を究明するように努めるものとする。

(福祉犯の捜査に当たっての留意事項)

第 67 条 警察官は、福祉犯の捜査を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 被害少年及びその家族に対しては、その名誉又は信用を害することのないように注意するとともに、これらの者に後難が及ぶおそれがあると認められるときは、適当な保護を加え、かつ、再被害の防止について適切な助言、指導を行うこと。
- (2) 両罰規定のある法令違反事件については、単に行為者に対する捜査にとどまらず責任のある法人等に対する捜査も徹底し、両罰規定が適用されるように努めること。
- (3) 労働基準監督署、公共職業安定所、保健所等の機関と緊密な連絡を図り、これらの機関が行う事業所等に対する指導、監督の状況及び情報について交換し、捜査の適正化と効率化に努めること。

第 2 節 有害環境の排除

(有害環境の発見活動)

第 68 条 少年育成課長、少年捜査課長及び署長は、少年に有害な影響を与えると認められる図書類、電磁的記録媒体、がん具、広告物、営業、たまり場その他の環境(以下「有害環境」という。)の発見に努めるものとする。

(排除等の措置)

第 69 条 少年育成課長、少年捜査課長及び署長は、有害環境の少年に対する影響を排除するため、次の措置をとるものとする。

- (1) 少年育成課長及び署長は、有害環境があると認めるときは、神奈川県知事その他の行政機関の長に適切な措置をとるよう連絡するなどの措置をとること。
- (2) 少年捜査課長及び署長は、関係法令を多角的に活用して有害環境の取締りに努めること。

第 5 章 雑則

第 1 節 報告及び記録

(着手報告)

第 70 条 署長は、別表第 1 に掲げる事件の捜査に着手したときは、速やかに電話その他の方法をもって本部長(少年捜査課長経由)に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、おおむね次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 犯罪少年等の住居、氏名及び年齢等
- (2) 事案の概要
- (3) 事案の動機及び原因
- (4) 捜査に着手する時機

(5) その他必要と認められる事項

(記録の整備)

第71条 警察官等は、少年警察活動に当たっては、別表第2に掲げる記録を整備しなければならない。

第2節 同行状の執行並びに少年院及び少年鑑別所における収容のための連戻し

(同行状の執行)

第72条 警察官は、少年法第13条又は第26条の規定により、家庭裁判所から同行状の執行の指揮を受けた場合においては、少年審判規則(昭和23年最高裁判所規則第33号)第18条及び規範第267条に規定するところにより適切に措置しなければならない。この場合において、夜間にわたるため即日少年を家庭裁判所に同行できないときその他必要やむを得ない場合においては、一時警察署の保護室に収容することができる。

(連戻しの手配等)

第73条 少年育成課長は、少年院法(平成26年法律第58号)第89条第2項若しくは第90条第5項又は少年鑑別所法(平成26年法律第59号)第78条第2項若しくは第79条第5項の規定に基づき、少年院又は少年鑑別所(以下「少年院等」という。)の長から、少年院等から逃走した者、少年院の院外委嘱指導、外出若しくは外泊の場合において少年院の長が指定する日時までに少年院に帰着しなかった者及び災害時の避難のために解放された者であって避難を必要とする状況がなくなった後速やかに少年院等又は少年院等の長が指定した場所に出頭しなかった者(以下「連れ戻すべき者」という。)の連戻しに関する援助の請求(以下「連戻援助請求」という。)を受け、又は警視総監若しくは道府県警察本部長から連戻援助請求の伝達を受けた場合においては、連れ戻すべき者の立ち回りが予想される場所等を管轄する警察署の署長(次条において「関係署長」という。)に対して、連戻しについての手配をするものとする。

2 少年育成課長は、少年院等の長から連戻援助請求を受けた場合(次条第1項の規定により、署長から連戻援助請求を受けた旨の報告があった場合を含む。)において連れ戻すべき者の立ち回りの予想される場所が、警視庁又は他の道府県警察の管轄区域内であるときは、警視総監又は当該警察本部長に対して連戻援助請求の内容を伝達するものとする。

第74条 署長は、少年院等の長から、直接電話等により連戻援助要求を受けた場合においては、直ちに本部長(少年育成課長経由)にその旨を報告するとともに、関係署長に連戻しについての手配をするものとする。

2 署長は、前条第1項の手配又は前項の請求を受けた場合においては、連れ戻すべき者の立ち回りが予想される場所に警察官を派遣する等連戻しの援助について適切な措置を行わなければならない。

(連戻しに当たっての警察官の措置)

第 75 条 警察官は、連れ戻すべき者の連戻しの援助については、次に掲げるところにより措置しなければならない。

- (1) 逃走した時又は少年院の院外委嘱指導若しくは外出若しくは外泊からの帰着日時として少年院の長が指定した日時から 48 時間を経過した後に連戻しに着手する場合においては、連戻状が発せられていることを確認してから着手すること。
- (2) 災害時の避難のために開放された後、避難を必要とする状況がなくなったにもかかわらず少年院等又は少年院等の長が指定した場所に出頭しない者については、連戻状が発付されていなければ、連戻しに着手することはできない。
- (3) 連戻状により連戻しに着手する場合においては、本人にこれを示して、できる限り、速やかに指定された場所に同行すること。
- (4) 連戻状を所持しない場合においても、急速を要するときは、連れ戻すべき事由及び連戻状が発せられている旨を告げて連戻しに着手することができる。ただし、連戻状は、できる限り、速やかに示すこと。
- (5) 連戻しに着手した場合においては、連戻着手報告書(第 17 号様式)により速やかに署長に報告すること。
- (6) 連戻しに着手した後は、連戻援助請求をした少年院等の長にその旨を連絡し、身柄を引き渡すこと。
- (7) 連れ戻すべき者の身柄の引渡しに当たっては、身柄の措置のてん末を明らかにしておくこと。

(連戻援助請求の取消しがあった場合の措置)

第 76 条 少年育成課長は、少年院等の長から連戻援助請求の取消しの通知を受けた場合、又は警視總監若しくは他の道府県警察本部長から連戻援助請求の取消しについて伝達を受けた場合においては、連戻援助請求の場合の手配等に準じて、手配解除に関する措置をとるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成 9 年 9 月 11 日から施行する。
- 2 神奈川県警察少年警察活動規程(昭和 54 年神奈川県警察本部訓令第 13 号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。
- 3 この訓令の施行の際現に旧規程で定めた様式(第 9 号様式を除く。)に基づいて作成した用紙は、当該用紙が残存する間は、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 10 年 3 月 24 日神奈川県警察本部訓令第 6 号)

- 1 この訓令は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 11 年 3 月 25 日神奈川県警察本部訓令第 2 号)

この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 11 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 12 号)抄

- 1 この訓令は、平成 11 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 〔前略〕改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 12 年 8 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 20 号)

この訓令は、平成 12 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 18 日神奈川県警察本部訓令第 27 号)

この訓令は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日神奈川県警察本部訓令第 12 号)

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 12 月 25 日神奈川県警察本部訓令第 29 号)

この訓令は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 9 月 10 日神奈川県警察本部訓令第 17 号)

この訓令は、平成 15 年 9 月 13 日から施行する。

附 則(平成 15 年 12 月 24 日神奈川県警察本部訓令第 21 号)

この訓令は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 2 号)

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 9 月 14 日神奈川県警察本部訓令第 14 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 8 月 24 日神奈川県警察本部訓令第 22 号)

この訓令は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 23 日神奈川県警察本部訓令第 9 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 14 日神奈川県警察本部訓令第 5 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 5 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 14 号)

この訓令は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 22 日神奈川県警察本部訓令第 12 号)

この訓令は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 11 月 28 日神奈川県警察本部訓令第 21 号)

この訓令は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 21 日神奈川県警察本部訓令第 24 号)

この訓令は、平成 21 年 12 月 22 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 1 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 70 条関係)

着手報告事件

1 少年事件	(1) 神奈川県警察処務規程(昭和 44 年神奈川県警察本部訓令第 3 号)第 63 条に規定する速報事項に該当する事件(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)その他交通法令違反に係る犯罪少年事件又は触法少年事件及び交通事故に係る刑法第 211 条又は自動車運転死傷処罰法律第 2 条から第 5 条までのいずれかの罪に該当する犯罪少年事件又は触法少年事件を除く。) (2) 3 人以上の集団による事件 (3) 窃盗、恐喝、盗品等に関する罪、暴行、傷害、脅迫及び賭(と)博事件(軽微事件を除く。) (4) 詐欺、背任、横領、偽造その他の知能犯事件 (5) 大麻取締法(昭和 23 年法律第 124 号)、毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)、覚せい剤取締法(昭和 26 年法律第 252 号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和 28 年法律第 14 号)、あへん法(昭和 29 年法律第 71 号)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)違反事件 (6) (1)、(2)、(3)、(4)及び(5)に掲げる以外の事件で、その手段、方法、態様
--------	---

	<p>等が特異で社会的反響が大きいと認められる事件</p> <p>(7) (1)、(2)、(3)、(4)及び(5)に掲げる事件に該当する触法少年事件(児童相談所長に送致し、又は児童相談所に通告することが適当と認められる触法少年事件に限る。)</p> <p>(8) 家庭裁判所に送致することが適当と認められるぐ犯少年事件</p>
2 福祉犯	<p>少年を事件の被害者又は相手方とする等により、少年の福祉を害する次の事件</p> <p>(1) 強制わいせつ事件</p> <p>(2) 強制性交等事件</p> <p>(3) 監護者わいせつ及び監護者性交等事件</p> <p>(4) 淫行勧誘事件</p> <p>(5) 遺棄事件</p> <p>(6) 逮捕監禁事件</p> <p>(7) 略取誘拐事件</p> <p>(8) 未成年者喫煙禁止法(明治 33 年法律第 33 号)違反事件</p> <p>(9) 未成年者飲酒禁止法(大正 11 年法律第 20 号)違反事件</p> <p>(10) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)違反事件</p> <p>(11) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)違反事件</p> <p>(12) 船員法(昭和 22 年法律第 100 号)違反事件</p> <p>(13) 職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)違反事件</p> <p>(14) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)違反事件</p> <p>(15) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)違反事件</p> <p>(16) 大麻取締法違反事件</p> <p>(17) 競馬法(昭和 23 年法律第 158 号)違反事件</p> <p>(18) 自転車競技法(昭和 23 年法律第 209 号)違反事件</p> <p>(19) 火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)違反事件</p> <p>(20) 小型自動車競走法(昭和 25 年法律第 208 号)違反事件</p> <p>(21) 毒物及び劇物取締法違反事件</p> <p>(22) モーターボート競走法(昭和 26 年法律第 242 号)違反事件</p> <p>(23) 覚せい剤取締法違反事件</p> <p>(24) 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年法律第 319 号)違反事件</p> <p>(25) 麻薬及び向精神薬取締法違反事件</p> <p>(26) あへん法違反事件</p> <p>(27) 売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)違反事件</p> <p>(28) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反事件</p> <p>(29) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)違反</p>

	(30) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)違反事件 (31) スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成 10 年法律第 63 号)違反事件 (32) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成 11 年法律第 52 号)違反事件 (33) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)違反事件 (34) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成 26 年法律第 126 号)違反事件 (35) 神奈川県青少年保護育成条例(昭和 30 年神奈川県条例第 1 号)違反事件
3 その他 の事 件	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)違反事件(福祉犯に該当する事件を除く。)

備考

- 1 着手報告事件が速報事項に該当する事件については、当該速報事項をそれぞれ主管する所属長を経由して本部長に速報すること。
- 2 速報事項の報告を経由した所属長は、その内容を少年捜査課長に連絡すること。

別表第 2(第 71 条関係)

作成記録

記録 の 名 称	様 式	作成基準	整理要領
少年 カー ド	第 1 8 号 様 式	1 犯罪少年、触法少年(交通関係法令違反事件に係る非行少年を除く。)及びぐ犯少年について作成する。 2 非行少年の処遇を担当した警察官が作成する。	1 非行少年の居住地を管轄する警察署の生活安全課(生活安全第一課を含む。)において保管する。 2 少年の居住地が他の警察署の管轄区域内にある場合(他の警察署の管轄区域内に転出した場合を含む。)においては、当該警察署長に送付する。 3 非行少年の居住地が警視庁又は他の道府県警察の管轄区域内であるとき(警視庁又は他の道府県警察の管轄区域内に転出した場合を含む。)は、少年育成課長を経由して警視庁又は当該道府県警察本部の主管課長に送付する。 4 作成したカードは、既に保管されている当該少年に係る少年カード又は少年補導票と

			ともに保管する。 5 保存期間は、少年が成人に達するまで、又は死亡したときまでとする。
ぐ犯少年票	第19号様式	1 送致又は通告したぐ犯少年について作成する。 2 ぐ犯少年の処遇を担当した少年担当係の警察官が作成する。	1 少年育成課長に送付する。 2 少年育成課において1年間保管する。
少年非行集団カード	第20号様式	1 少年を主とする3人以上の継続的な集団であって、構成員の非行を容認助長し、かつ、非行により構成員の連帯を強める性格の集団について作成する。 2 非行集団による事案について、捜査等を行い、集団の構成等の概要が判明した場合に作成する。 3 少年担当係の警察官が作成する。	1 作成警察署の生活安全課(生活安全第一課を含む。)において保管する。 2 カードに整理番号を付けて保管し、次の場合は該当欄に必要事項を記入して整理すること。 (1) 当該非行少年集団に関する新たな事実を把握したとき。 (2) 記載事項に変更があったとき。 3 保存期間は、構成員に少年がいなくなったときまでとする。

第1号様式から第2号様式の2まで 削除

第3号様式(第29条関係)

犯罪少年発見報告書

[別紙参照]

第4号様式(第29条関係)

触法・ぐ犯少年発見報告書

[別紙参照]

第5号様式(第29条関係)

少年補導票

少年補導票

[別紙参照]

第6号様式(第29条関係)

要保護少年発見報告書

[別紙参照]

第7号様式(第29条関係)

被害少年発見報告書

[別紙参照]

第8号様式 削除

第9号様式 削除

第10号様式(第41条関係)

継続補導委託書

[別紙参照]

第11号様式 削除

第11号様式の2(第46条の2関係)

被害少年の支援委託書

[別紙参照]

第11号様式の3(第46条の3関係)

被害少年の支援要請書

[別紙参照]

第12号様式 削除

第13号様式から第15号様式まで 削除

第16号様式 削除

第17号様式(第75条関係)

連戻着手報告書

様式

[別紙参照]

第 18 号様式(第 71 条、別表第 2 関係)

少年カード

[別紙参照]

第 19 号様式(第 71 条、別表第 2 関係)

＜犯少年票

[別紙参照]

第 20 号様式(第 71 条、別表第 2 関係)

少年非行集団カード

[別紙参照]